

西ノ島町

子ども・子育て支援事業計画

育てよう 子どものこころとからだ 未来につなぐ架け橋を



令和2年(2020年)3月

西ノ島町

目次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 基本目標・施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 子どもを取り巻く現状・課題

- 1 人口の推移等と将来予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 出生児・出生率・合計特殊出生率等の推移・・・・・・・・・・ 8
- 4 アンケートから見られる現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第4章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方・・ 28
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第1章 計画策定の趣旨

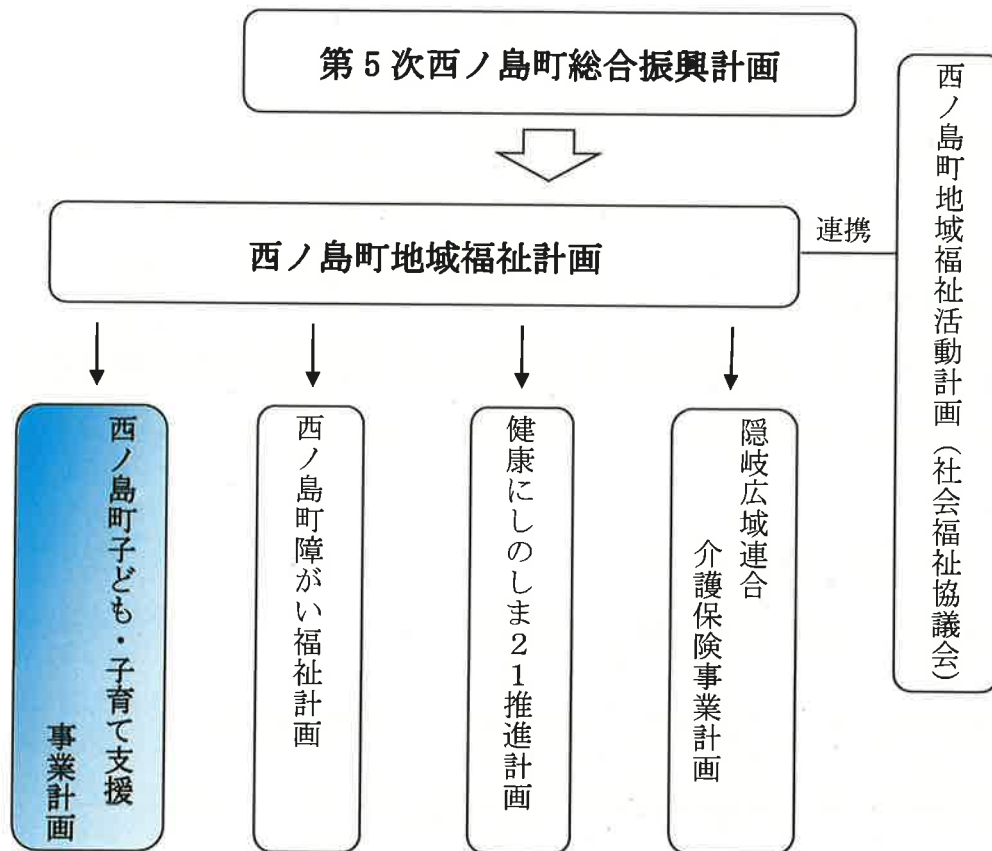
1. 計画策定の背景

わが国では、急速に進行する少子化に対応するため、子ども・子育て支援の様々な取組が進められています。しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は、子どもや子育て家庭の数だけそれぞれのライフスタイルや価値観があり、それらに伴う課題やニーズがあります。近年では、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てを取り巻く地域や家庭の状況もまた変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で、子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労等に影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

『第2期西ノ島町子ども・子育て支援事業計画』（以下、「本計画」という）は、近年の社会潮流や西ノ島町（以下、「本町」という）の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である『西ノ島町子ども・子育て支援事業計画』（以下、「前回計画」という）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2. 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される計画で、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めます。上位計画である「第5次西ノ島町総合振興計画」と、福祉の総合計画である「西ノ島町地域福祉計画」また、既存の各種関連計画との整合性を持たせて策定します。



3. 計画の期間

令和2年度を初年度として令和6年度までの5年間とします。ただし、社会情勢等の環境に大きな変化があったときは必要な時期に必要な見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第5次西ノ島町総合振興計画では、児童福祉の方向性として、

『一人でも多くの「育てたい!」を生むため、子育て世帯への支援充実、保育体制の充実、地域による子育て支援体制の構築に取り組みます。』

を掲げています。

子育てについては「保護者が第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者などが保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境が子どもにとって良質な環境であるにとらえ、西ノ島町次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎ、「育てよう 子どものころとからだ 未来につなぐ架け橋を」を定めます。

～基本理念～

育てよう 子どものころとからだ 未来につなぐ架け橋を

2. 基本目標・施策の方向性

基本目標1：家庭における子育てへの支援の充実

基本目標2：子どもの心身のすこやかな成長に資する教育環境の整備

基本目標3：安心して子育てができる環境整備の推進

第3章 子どもを取り巻く現状・課題

1. 人口の推移等と将来予測

本町の人口は、昭和25年の7,463人をピークに減少を続け、平成27年には3,027人（いずれも国勢調査人口）となっています。その後においても減少を続け、平成31年1月現在の住民基本台帳登録人口は、2,830人となりました。

特に昭和30年代後半から同40年代にかけては、国内経済・産業の高度成長期に合わせて若者の都会地への流出が著しく、過疎化が進むとともに、大幅な減少となっています。この若者の都会地への流出に伴い過疎化が進展し、この時期から本町においては少子化傾向が強まり、特に14歳未満の年齢階層では昭和45年に31.7%減となり、昭和60年に一旦0.4%増となるも、その後は減少し続け平成27年でも13.2%の減と、著しい減少となって現れました。

また昭和50年代に入ると、一時期の著しい人口流失は見られなくなったものの、同50年には2.3%減、同60年には3.9%減、平成2年には9.4%減、同7年には8.6%減、同12年には6.0%減、同17年には8.4%減、同22年には10.0%減、同27年には3.4%減となり、中長期的に見ると依然として減少の傾向を推移している状況にあります。

一方、若者の流出や少子化現象と密接に関連する高齢化率をみると、年々上昇し昭和40年に13.3%であったものが、今日まで急速に上昇し、平成17年には36.7%、同27年には41.7%まで上昇しています。

令和7年の人口将来予測は、平成27年度の15.8%減、2,549人と見込みました。

人口の推移と将来予測

(単位：人・%)

区 分	S40年	S45年		S50年		S55年	
	実数	実数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数 (a)	5,840	5,210	△10.8	5,089	△2.3	4,830	△5.1
0 歳 ~ 14 歳	1,832	1,251	△31.7	1,057	△15.5	1,088	△4.6
15 歳 ~ 64 歳	3,230	3,177	△1.6	3,206	△0.9	3,126	△2.5
うち15~29 (b)	831	819	△1.4	947	15.6	638	△32.6
65 歳 以上 (c)	778	782	0.5	826	5.6	892	8.0
若年者比率 (b)/(a)	14.2	15.7	—	18.6	—	13.2	—
高齢者比率 (c)/(a)	13.3	15.0	—	16.2	—	18.5	—

区 分	S60年		H2年		H7年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数 (a)	4,886	△3.9	4,429	△9.4	4,048	3.1
0 歳 ~ 14 歳	1,061	0.4	874	△17.6	644	△26.3
15 歳 ~ 64 歳	2,797	△12.7	2,440	△12.8	2,165	△11.3
うち 15~29 (b)	457	△51.7	326	△28.7	314	3.7
65 歳 以上 (c)	1,028	24.4	1,115	8.5	1,239	
若年者比率 (b)/(a)	9.4	—	7.4	—	7.8	—
高齢者比率 (c)/(a)	21.0	—	25.2	—	30.6	—

区 分	H12年		H17年		H22年	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 数 (a)	3,804	△6.0	3,486	△8.4	3,136	△10.0
0 歳 ~ 14 歳	450	△30.1	342	△24.0	294	△14.0
15 歳 ~ 64 歳	2,077	△4.1	1,864	△10.3	1,602	△14.1
うち 15~29 (b)	377	20.1	290	△7.7	226	△7.8
65 歳 以上 (c)	1,277	3.1	1,280	△0.2	1,240	△3.1
若年者比率 (b)/(a)	9.9	—	8.3	—	7.2	—
高齢者比率 (c)/(a)	33.6	—	36.7	—	39.5	—

区 分	H27年	
	実 数	増 減 率
総 数 (a)	3,027	△3.4
0 歳 ~ 14 歳	255	△13.2
15 歳 ~ 64 歳	1,510	△5.7
うち 15~29 (b)	252	11.5
65 歳 以上 (c)	1,262	1.7
若年者比率 (b)/(a)	8.3	—
高齢者比率 (c)/(a)	41.7	—

(資料：国勢調査)

年齢階層別人口（国勢調査）と将来予測

（単位：人、％）

区 分	H17年	H22年	H27年	H22/H17 比 較	H27/H17 比 較	H27/H22 比 較	令和2年 推計人口	R7年 推計人口
0～4	95	80	98	△15.8	△3.2	22.5	88	72
5～9	127	93	73	△26.8	△42.5	△21.5	90	81
10～14	120	121	84	0.8	△30	△30.6	68	83
15～19	78	44	88	△43.6	△12.8	100	45	37
20～24	100	55	52	△45	△48	△5.5	58	39
25～29	112	127	112	13.4	0	△11.8	77	84
30～34	149	132	156	△11.4	4.7	18.2	136	93
35～39	109	148	144	35.8	32.1	△2.7	154	135
40～44	137	104	155	△24.1	13.1	49	141	147
45～49	229	121	131	△47.2	△42.8	△8.3	154	138
50～54	347	216	126	△37.8	△63.7	△41.7	126	149
55～59	334	328	223	△1.8	△33.2	△32	123	124
60～64	269	327	323	21.6	20.1	△1.2	219	121
65～69	243	264	320	8.6	△31.7	△21.2	314	215
70～74	286	225	243	△21.3	△15	8	299	293
75～79	278	243	205	△12.6	△26.3	△15.6	215	266
80～84	224	239	200	6.7	△10.7	△16.3	178	187
85～89	151	153	174	1.3	15.2	13.7	144	133
90～	98	116	120	18.4	22.4	3.4	151	152
合 計	3,486	3,136	3,027	△10	△13.2	△3.5	2,780	2,549

（資料：平成27年までは国勢調査、令和2年以降は『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計））

2. 世帯数の推移

人口は減少の傾向にありますが、世帯数は昭和60年から平成7年まで減少し、同12年で一度増加したものの、同17年から同22年で再度減少となり、また同27年から同31年1月にも増加しました。しかし世帯数は増減しても1世帯あたりの世帯構成人口は年々減少しており、平成2年に2.74人であったものが平成31年1月には1.84人となっています。

人口と1世帯あたり構成人口の減少は、少子化はもとより、核家族化や高齢化率の進展に伴う独居老人世帯・高齢者のみの世帯も減少していることが影響しているものと思われます。

世帯数の推移

(単位：世帯・人・%)

区 分	S60		H2		H7	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 世 帯 数 (a)	1,711	—	1,619	—	1,616	△0.19
人 口 (b)	4,886	—	4,429	—	4,048	△8.60
1 世帯当り人口 (b/a)	2.86	—	2.74	—	2.50	△8.76

区 分	H12		H17		H22	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 世 帯 数 (a)	1,634	1.11	1,568	△4.04	1,477	△5.80
人 口 (b)	3,804	△6.03	3,486	△8.36	3,136	△10.04
1 世帯当り人口 (b/a)	2.33	△6.80	2.22	△4.72	2.12	△4.50

区 分	H27		H31.1月住基登録	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
総 世 帯 数 (a)	1,499	1.49	1,537	2.54
人 口 (b)	3,027	△3.48	2,830	△6.51
1 世帯当り人口 (b/a)	2.02	△4.72	1.84	△8.9

(資料：国勢調査・住民基本台帳)

3. 出生児数・出生率・合計特殊出生率等の推移

(1) 出生児数・出生率の推移

1年間の出生児数は平成10年に27人となっていますが、近年は15~20人前後を推移しています。出生率においては島根県の出生率と比較すると低い値となっています。また、隠岐島全体の人口割合と比較しても低い傾向にあります。

	H10年		H15年		H20年		H25年		H29	
	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率
西ノ島町	27	6.8	11	3.1	15	4.6	22	7.4	15	5.2
隠岐島	189	—	171	—	143	—	163	7.84	132	6.6
県 計	6,491	8.5	6,092	8.1	5,685	7.9	5,534	7.9	5,109	7.5

* 出生率：人口対千人あたりの出生数を表した値。

資料：「島根県保健統計書」

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、年々減少の傾向にありましたが、H20年～H30年においては、増加傾向に転じており、隠岐島や島根県と比較しても高い値となっています。

	H10～14(平均)	H15～19(平均)	H20～25(平均)	H28～30(平均)
西ノ島町	1.89	1.49	1.65	2.22
隠岐島	1.96	1.63	1.75	2.20
県計	—	1.57	1.64	1.74

(注)：「隠岐島」の値は単純平均

資料：「厚生労働省 人口動態統計」

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。この値が2.08を下回ると、将来的に人口が減少するといわれています。

4. アンケートから見られる現状

(1) アンケート調査の実施

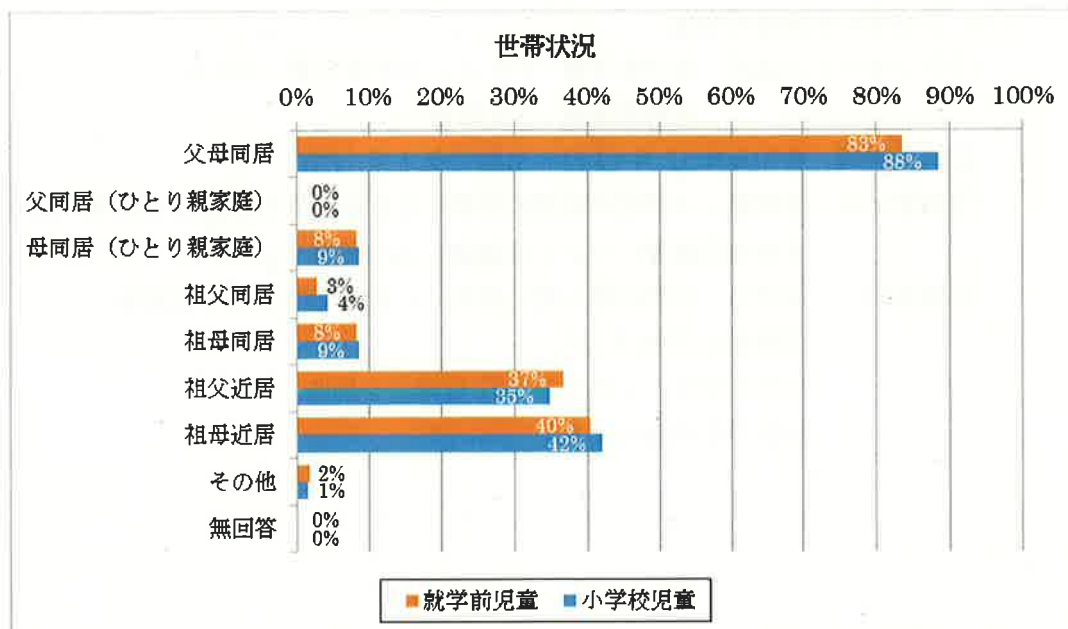
- ①アンケート対象者 就学前児童 128人、小学校児童 104人
世帯数全体 136世帯
- ②調査期間 令和元年12月17日～令和2年1月17日
- ③調査方法 保育園・小学校の保護者世帯には各施設学校を通じて配布・回収。
その他の世帯については郵送により配布・回収
- ④回収率 就学前・小学校個人宛に配布した枚数232中178枚回収。
回収率は77%でした。
世帯用では136世帯中、92世帯分を回収。
回収率は68%でした。

(2) 子育て世代の状況

子育て世代の状況は父母同居の児童が就学前・小学校とも多く、就学前児童が83%、小学校児童が88%となり、併せて祖父・祖母との同居は就学前・小学校とも10%未満に留まり、代わりに祖父近居の割合は就学前児童は37%、小学校児童は35%となり、祖母近居は就学前児童が40%そして、小学校児童は42%と4割近くは同居していないも、近くに祖父母がいる状況が見られる。また、約10%近くは一人親の配偶者がいない世帯となっている。

○子育て世代の世帯構成

		就学前児童		小学校児童		全体	
1	父母同居	91人	83%	61人	88%	152人	85%
2	父同居（ひとり親家庭）	0人	0%	0人	0%	0人	0%
3	母同居（ひとり親家庭）	9人	8%	6人	9%	15人	8%
4	祖父同居	3人	3%	3人	4%	6人	3%
5	祖母同居	9人	8%	6人	9%	15人	8%
6	祖父近居	40人	37%	24人	35%	64人	36%
7	祖母近居	44人	40%	29人	42%	73人	41%
8	その他	2人	2%	1人	1%	3人	2%
0	無回答	0人	0%	0人	0%	0人	0%



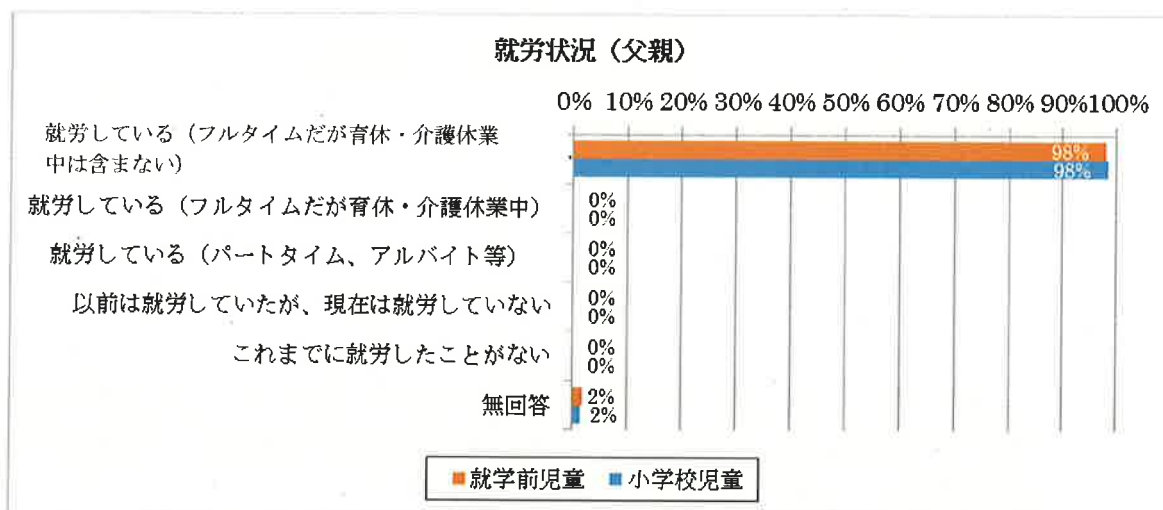
(3) 父母の就労状況

父母の就労状況について、父の「就労している（フルタイム）」では就学前児童と小学校児童共に98%、母の場合は就学前児童が57%、小学校児童が80%となり、また「就労している（パートタイム・アルバイト等）」は就学前児童が17%、小学校児童は13%と、就学前児童の母はパートタイム等の就労体系はほぼかわらないものの、フルタイム就労者が8割と変化しています。

そして、「就労している（フルタイムだが育休・介護休業中）」は父は0%、母は就学前児童で15%、小学校児童は0%であり、就学前の年齢が近いところで兄弟を出産し、その後、小学校児童となるフルタイムで働ける状況になることが分かります。

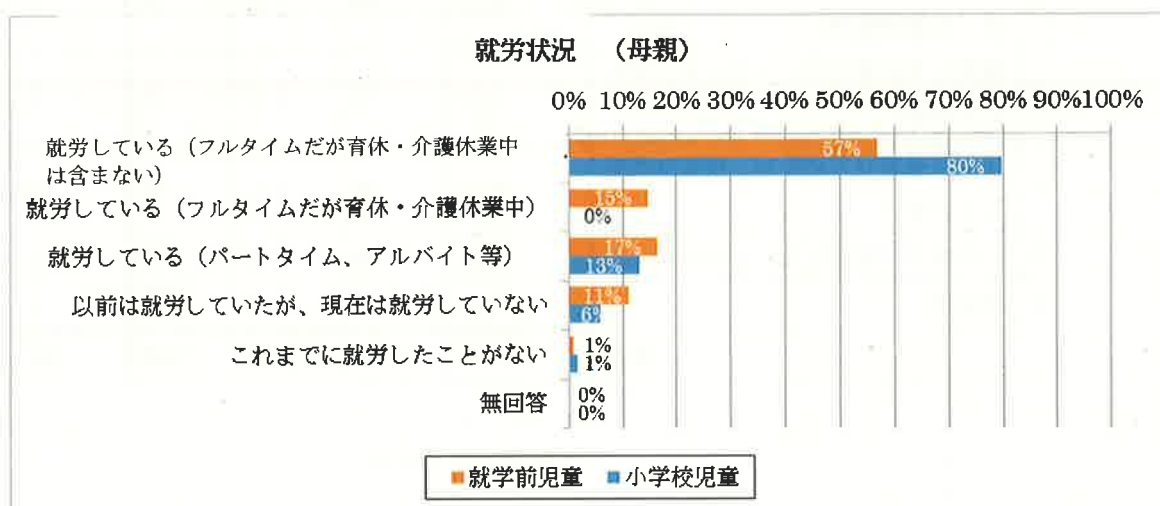
○父の就労状況

		就学前児童		小学校児童		全体	
1	就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）	98人	98%	62人	98%	160人	98%
2	就労している（フルタイムだが育休・介護休業中）	0人	0%	0人	0%	0人	0%
3	就労している（パートタイム、アルバイト等）	0人	0%	0人	0%	0人	0%
4	以前は就労していたが、現在は就労していない	0人	0%	0人	0%	0人	0%
5	これまでに就労したことがない	0人	0%	0人	0%	0人	0%
0	無回答	2人	2%	1人	2%	3人	2%
合計		100人	100%	63人	100%	163人	100%



○母の就労状況

		就学前児童		小学校児童		全体	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
1	就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）	62人	57%	55人	80%	117人	66%
2	就労している（フルタイムだが育休・介護休業中）	16人	15%	0人	0%	16人	9%
3	就労している（パートタイム、アルバイト等）	18人	17%	9人	13%	27人	15%
4	以前は就労していたが、現在は就労していない	12人	11%	4人	6%	16人	9%
5	これまでに就労したことがない	1人	1%	1人	1%	2人	1%
0	無回答	0人	0%	0人	0%	0人	0%
	合計	109	100%	69	100%	178	100%

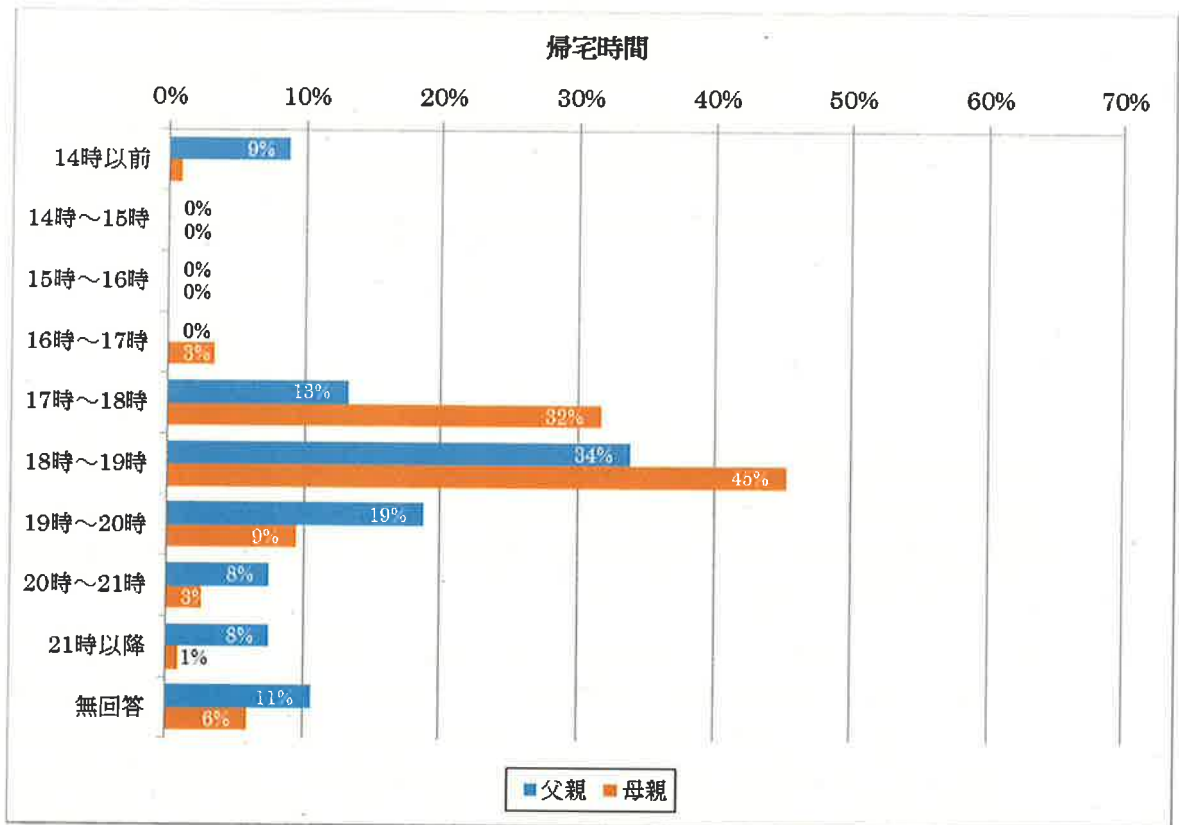


また、「就労してる（フルタイム）」の父母の帰宅時間についても、父母とも帰宅時間については18～19時が最も多い結果となりましたが、西ノ島町の特有の職種として漁師など早朝や夜間就労が開始される場合は14時以前が9%となりました。

○父母（フルタイム） 帰宅時間

	父		母	
	人数	割合	人数	割合
14時以前	14人	9%	1人	1%
14時～15時	0人	0%	0人	0%
15時～16時	0人	0%	0人	0%
16時～17時	0人	0%	4人	3%
17時～18時	21人	13%	37人	32%
18時～19時	54人	34%	53人	45%
19時～20時	30人	19%	11人	9%
20時～21時	12人	8%	3人	3%
21時以降	12人	8%	1人	1%
無回答	17人	11%	7人	6%
合計	160人	100%	62人	100%

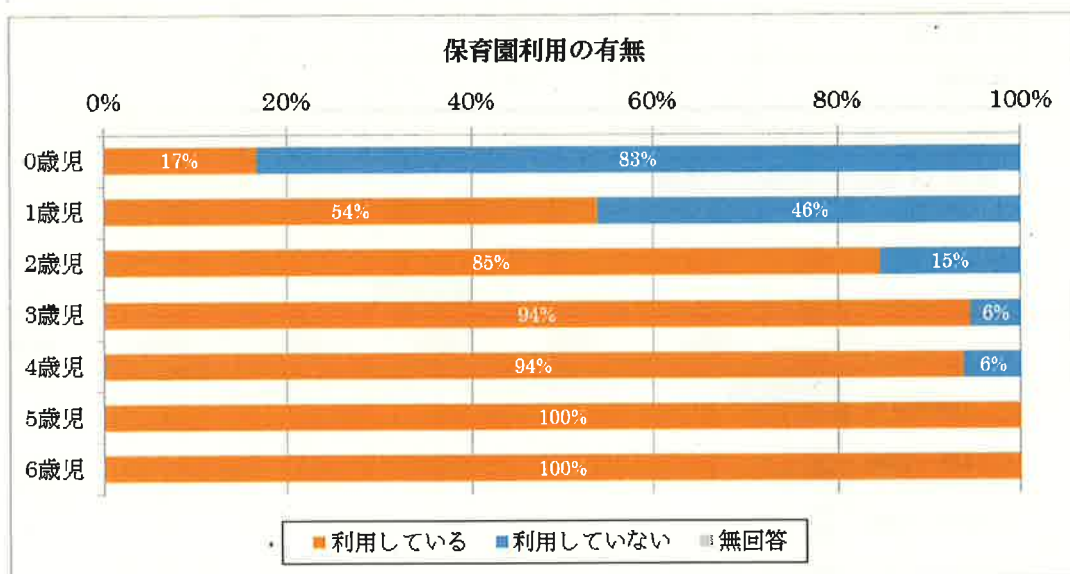
※父 14 時以前の帰宅は漁師



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

保育所（園）などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」の割合は年齢が上がるほど100%となり、「利用している」の割合が最も少ない0歳児クラスは17%となりましたが、1歳児となると54%の利用、2歳児クラスとなると、85%が利用しているという結果となりました。出産後の保護者の早期職就労を希望される家庭が増えていることがうかがえます。

○保育園の利用について



(5) 子どもの病気の際の対応について

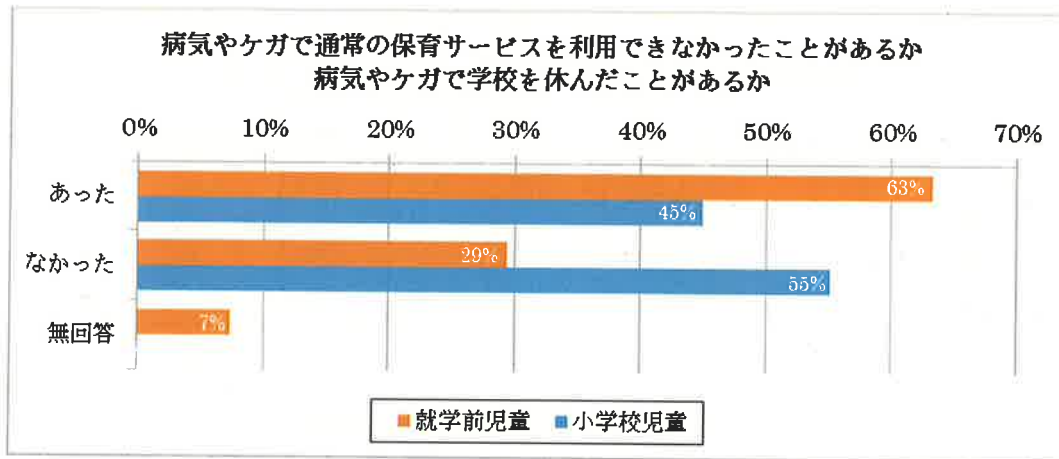
お子さんが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことはあるかについて、「あった」の割合は就学前児童が63%、小学校児童は45%で、「なかった」の割合は就学前児童は29%に対し、小学校児童は55%となりました。

またお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」の割合は就学前児童が84%、小学校児童が77%とも最も高く、次いで「父親が休んだ」が就学前児童では32%と小学校児童が29%となり、「親族・知人に子どもをみてもらった」が就学前児童が29%、小学校児童が35%とほぼ同じ割合で預かっていることが分かりました。

○（就学児前児童）病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったことがあるか【単回答】

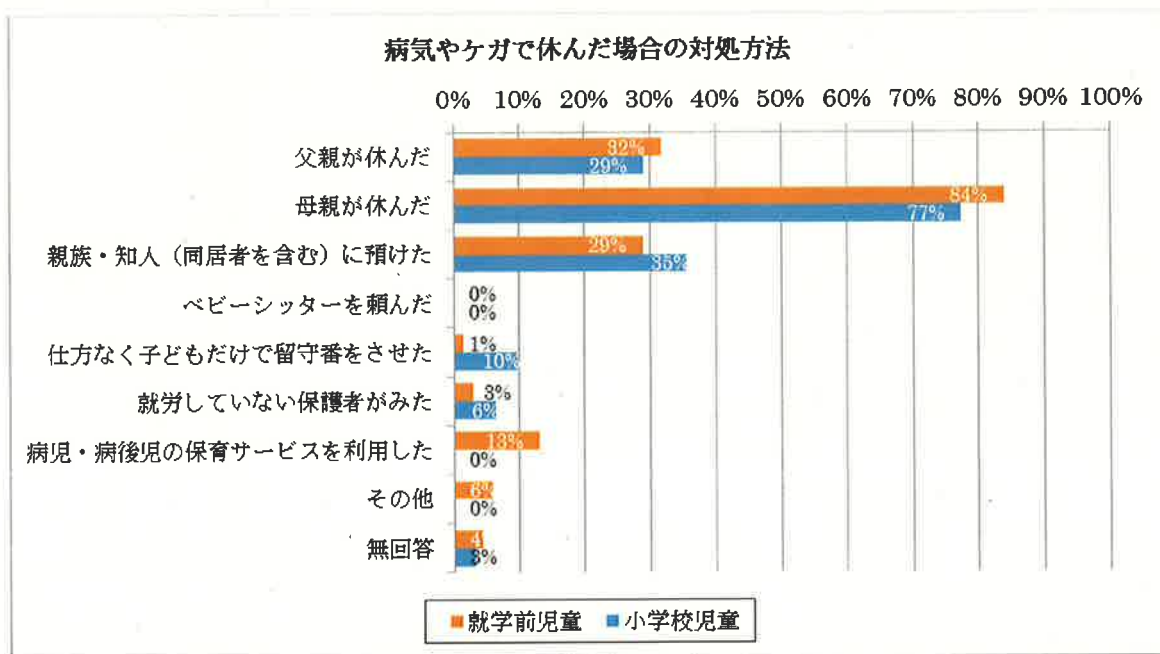
○（小学校児童）病気やケガで学校を休んだことがあるか【単回答】

		就学前児童		小学校児童		全体	
1	あった	69人	63%	31人	45%	100人	56%
2	なかった	32人	29%	38人	55%	70人	39%
0	無回答	8人	7%	0人	0%	8人	4%
合計		109	100%	69	100%	178	100%



○病気やケガで休んだ場合の対処方法【複数回答】

	就学前児童		小学校児童		全体		平均日数/ 年
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
1 父親が休んだ	22人	32%	9人	29%	31人	31%	2.9日
2 母親が休んだ	58人	84%	24人	77%	82人	82%	5.3日
3 親族・知人（同居者を含む）に預けた	20人	29%	11人	35%	31人	31%	3.1日
4 ベビーシッターを頼んだ	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0.0日
5 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	1人	1%	3人	10%	4人	4%	2.0日
6 就労していない保護者がみた	2人	3%	2人	6%	4人	4%	5.0日
7 病児・病後児の保育サービスを利用した	9人	13%	0人	0%	9人	9%	3.7日
8 その他	4人	6%	0人	0%	4人	4%	1.8日
0 無回答	3人	4%	1人	3%	4人	4%	



(6) 子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について

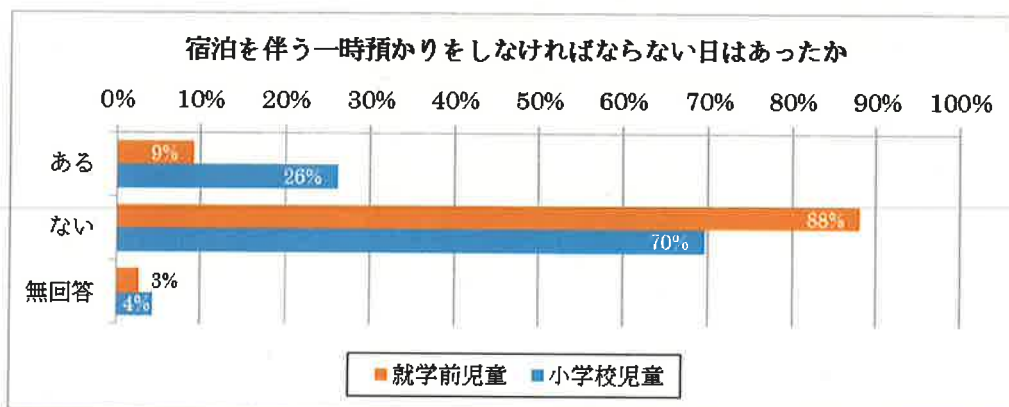
この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）により、お子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことはあったかについては、「あった」の割合が就学前児童は9%、小学校児童は26%となっており、「ない」の割合は就学前児童が88%、小学校児童が70%との結果でした。

その内、宿泊を伴う一時預かりをしなければならない日があった場合、預かってもらえる人がいるかについては、「いずれもない」の割合が就学前児童が20%、小学校児童が22%となりました。

また、対処方法は「親族・知人にみてもらった」の割合は就学前児童が60%、小学校児童が100%と最も高く、「仕方なく子どもも同伴させた」が就学前児童と小学校児童とも20%との結果と成りました。

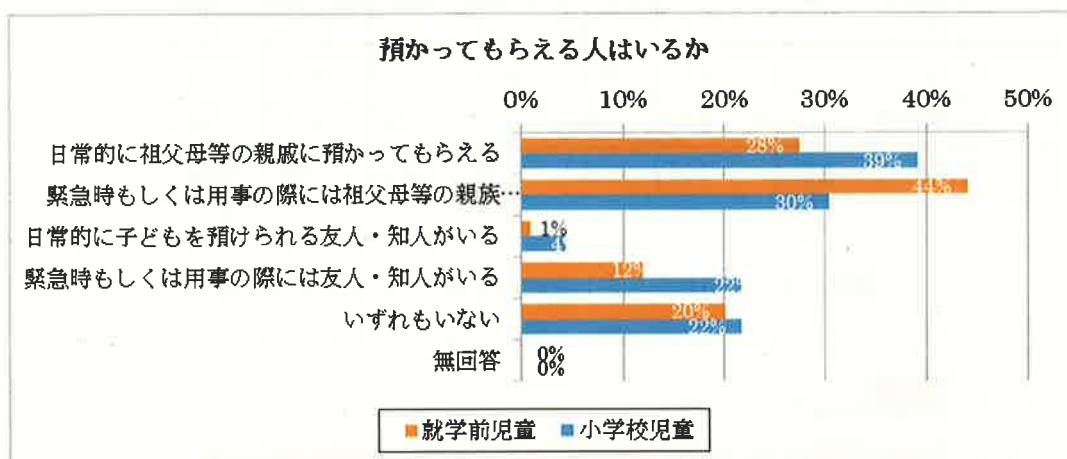
○宿泊を伴う一時預かりをしなければならない日はあったか【単回答】

		就学前児童		小学校児童		全体	
1	ある	10人	9%	18人	26%	28人	16%
2	ない	96人	88%	48人	70%	144人	81%
0	無回答	3人	3%	3人	4%	6人	3%
合計		109	100%	69	100%	178	100%



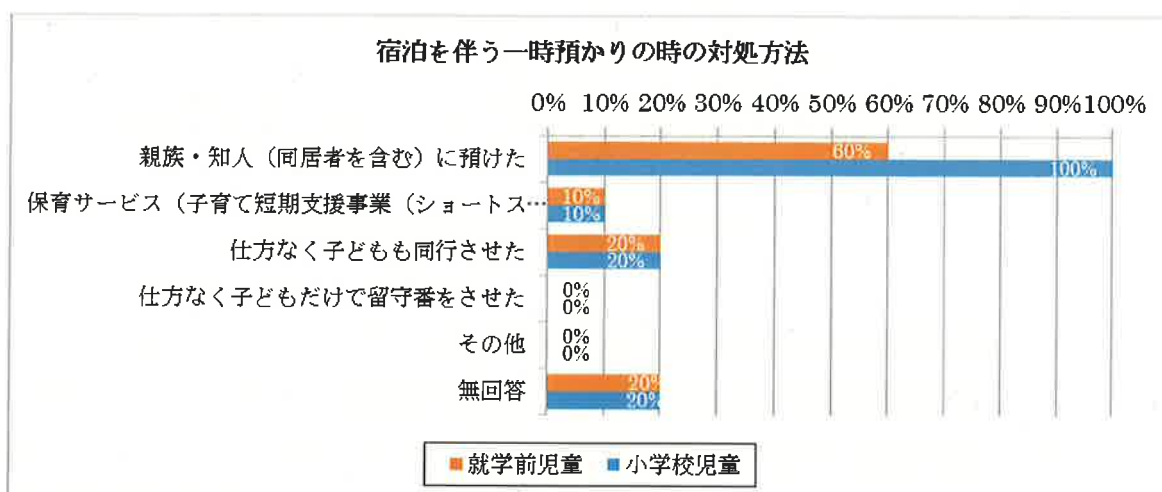
○預かってもらえる人はいるか【複数回答】

		就学前児童		小学校児童		全体	
1	日常的に祖父母等の親戚に預かってもらえる	30人	28%	27人	39%	57人	32%
2	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる	48人	44%	21人	30%	69人	39%
3	日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	1人	1%	3人	4%	4人	2%
4	緊急時もしくは用事の際には友人・知人がいる	13人	12%	15人	22%	28人	16%
5	いずれもない	22人	20%	15人	22%	37人	21%
0	無回答	0人	0%	0人	0%	0人	0%



○宿泊を伴う一時預かりの時の対処法

	就学前児童		小学校児童		全体		平均日数 /年
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
1 親族・知人（同居者を含む）に預けた	6人	60%	18人	100%	24人	86%	4.9日
2 保育サービス（子育て短期支援事業（ショートステイ））を利用した	1人	10%	4人	10%	5人	18%	1.4日
3 仕方なく子どもも同行させた	2人	20%	0人	20%	2人	7%	7.5日
4 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0.0日
5 その他	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0.0日
0 無回答	2人	20%	0人	20%	2人	7%	



（7）放課後児童クラブの利用希望について

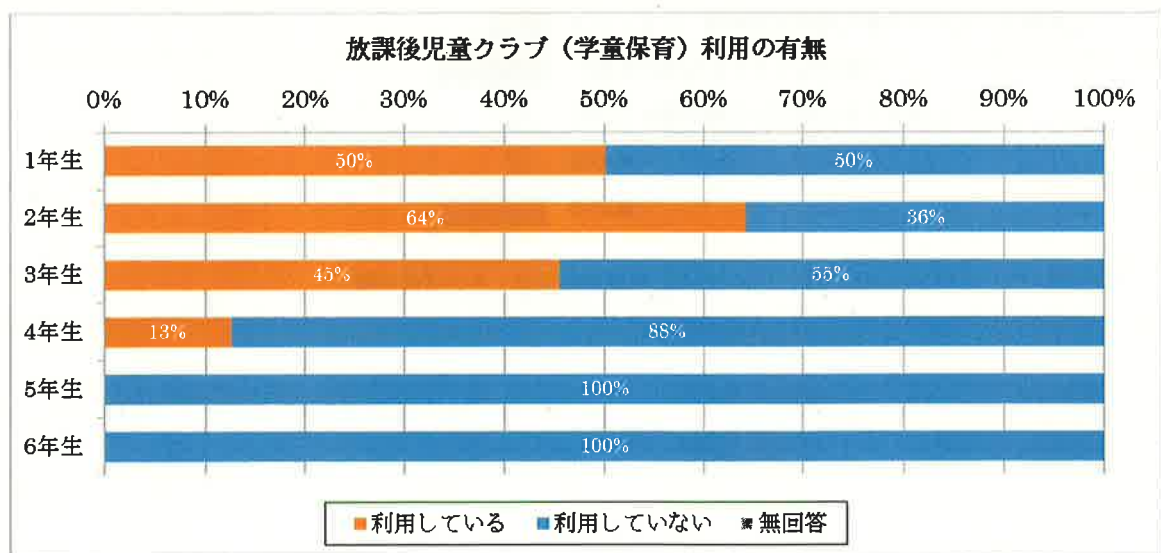
現在利用中の、小学校児童による放課後児童クラブの利用については長期休暇を含むと小学校4年生までが利用していますが、平日は小学校3年生までが利用しており、また利用頻度については習い事等もあるため平均で週5日を満たない日数となっています。そして、何年生まで利用したいかについては小学校3年生までが73%と最も多く、最長では小学校4年生までの利用希望が18%となりました。

また、就学前児童の今後、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用について調査したところ、「利用したい」が72%となっており、その内、利用頻度については週5日が最も多く、何年生まで利用したいかについては、「3年生まで利用したい」が51%で、次いで「6年生まで利用したい」が16%、次いで「4年生まで利用したい」14%という結果と成りました。

放課後児童クラブ（学童保育）の利用の状況も今後年齢層が増え変わる可能性が伺えます。

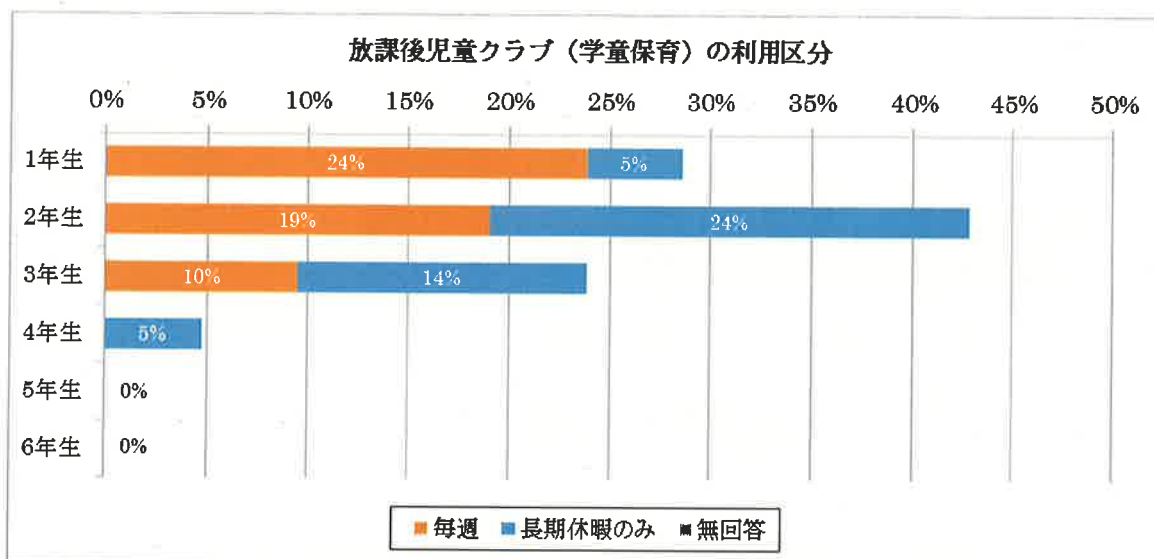
○（小学校児童）放課後児童クラブ（学童保育）の利用の有無【単回答】

	利用している		利用していない		無回答		合計	
1年生	6人	9%	6人	9%	0人	0%	12人	17%
2年生	9人	13%	5人	7%	0人	0%	14人	20%
3年生	5人	7%	6人	9%	0人	0%	11人	16%
4年生	1人	1%	7人	10%	0人	0%	8人	12%
5年生	0人	0%	11人	16%	0人	0%	11人	16%
6年生	0人	0%	13人	19%	0人	0%	13人	19%
合計	21人	30%	48人	70%	0人	0%	69人	100%



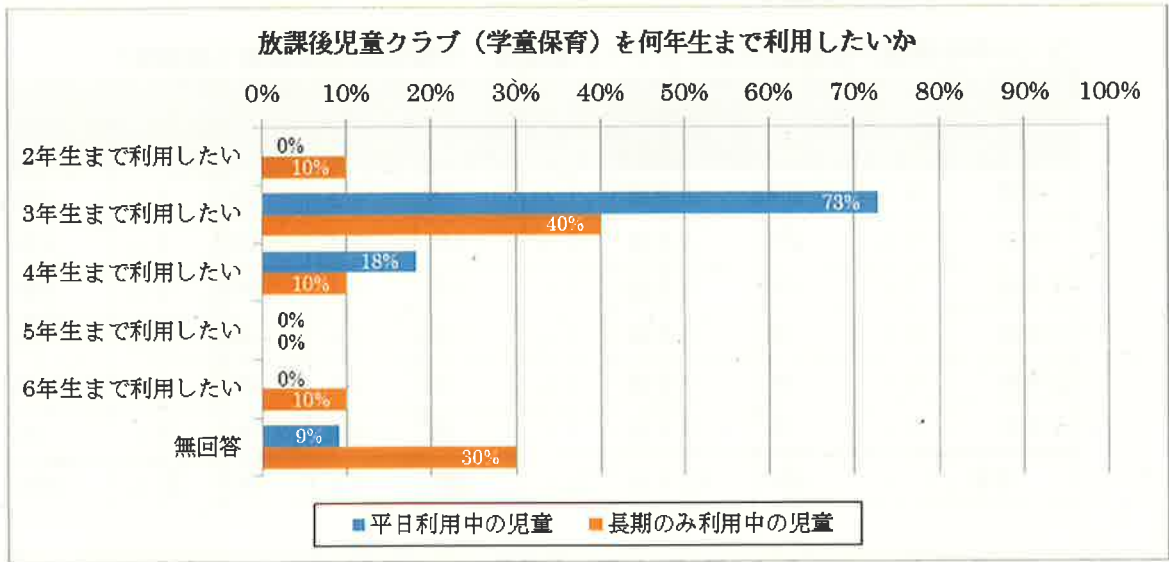
○（小学校児童）放課後児童クラブ（学童保育）の現在の利用日数【単回答】

	毎週		平均日数/ 週	長期休暇のみ		無回答		合計	
	人数	割合		人数	割合	人数	割合	人数	割合
1年生	5人	24%	4.8日	1人	5%	0人	0%	6人	29%
2年生	4人	19%	4.3日	5人	24%	0人	0%	9人	43%
3年生	2人	10%	3.5日	3人	14%	0人	0%	5人	24%
4年生	0人	0%	0.0日	1人	5%	0人	0%	1人	5%
5年生	0人	0%	0.0日	0人	0%	0人	0%	0人	0%
6年生	0人	0%	0.0日	0人	0%	0人	0%	0人	0%
合計	11人	52%	12.6日	10人	48%	0人	0%	21人	100%



○何年生まで利用したいか（現在、していると回答した人）

小学校児童	平日利用		長期利用	
	人数	割合	人数	割合
2年生まで利用したい	0人	0%	1人	10%
3年生まで利用したい	8人	73%	4人	40%
4年生まで利用したい	2人	18%	1人	10%
5年生まで利用したい	0人	0%	0人	0%
6年生まで利用したい	0人	0%	1人	10%
無回答	1人	9%	3人	30%
合計	11人	100%	10人	100%



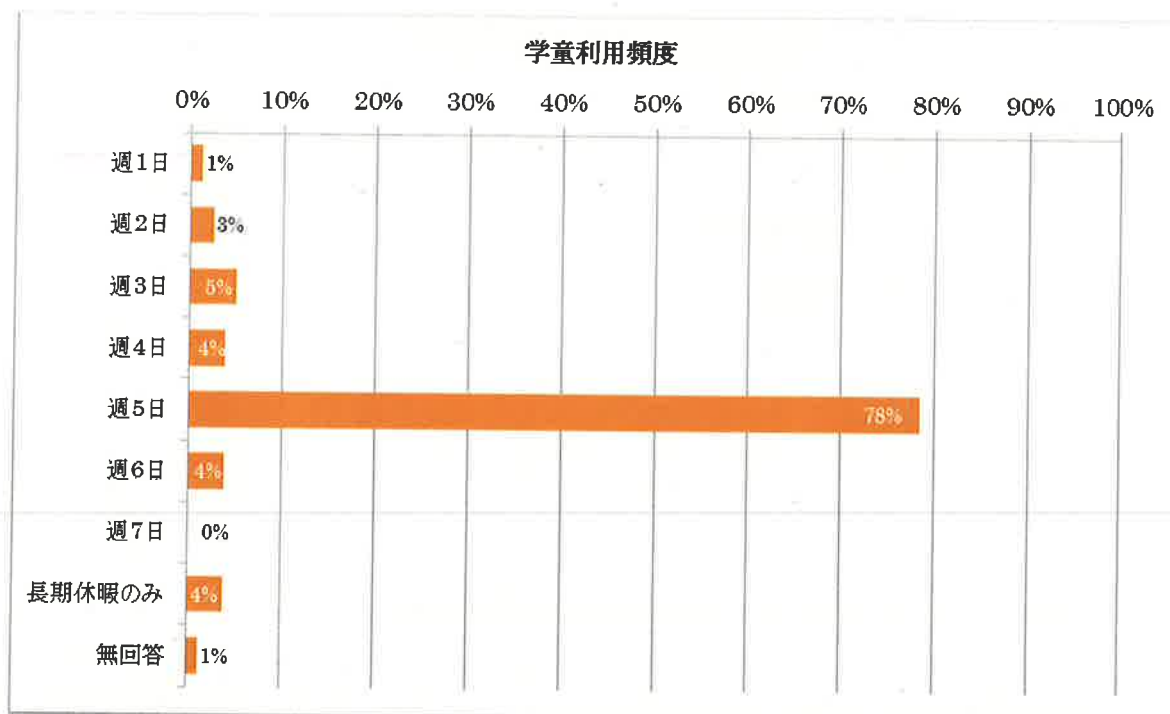
○（就学前児童）今後の学童利用意向

		就学前児童	
1	利用したい	79	72%
2	利用予定はない	29	27%
0	無回答	1	1%
合計		109	100%



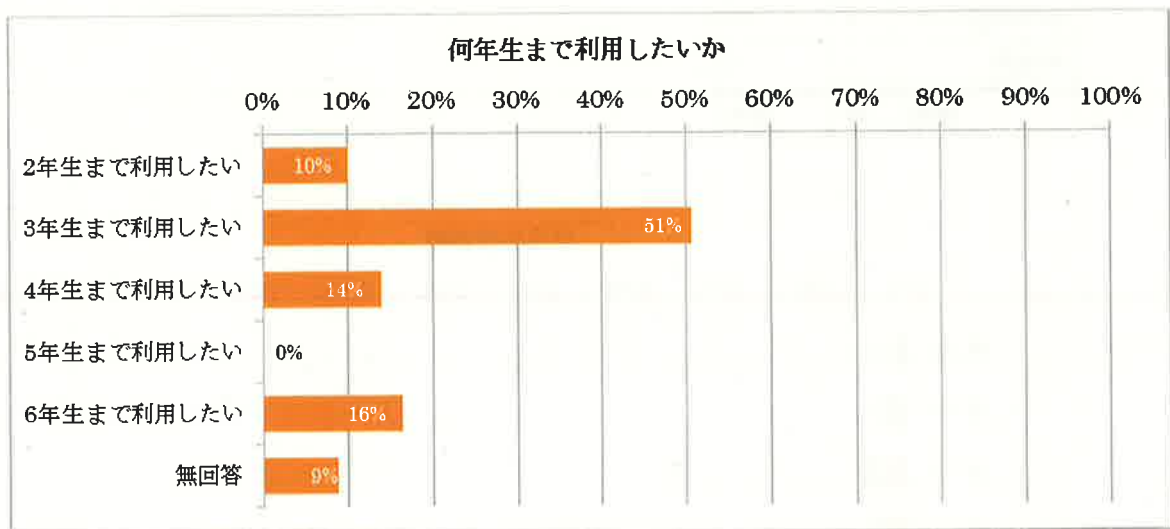
○「利用したい」を希望された場合の利用頻度

就学前児童		
週1日	1	1%
週2日	2	3%
週3日	4	5%
週4日	3	4%
週5日	62	78%
週6日	3	4%
週7日	0	0%
長期休暇のみ	3	4%
無回答	1	1%
合計	79	100%



○「利用したい」を希望された場合、何年生まで利用したいか

就学前児童		
2年生まで利用したい	8	10%
3年生まで利用したい	40	51%
4年生まで利用したい	11	14%
5年生まで利用したい	0	0%
6年生まで利用したい	13	16%
無回答	7	9%
合計	79	100%

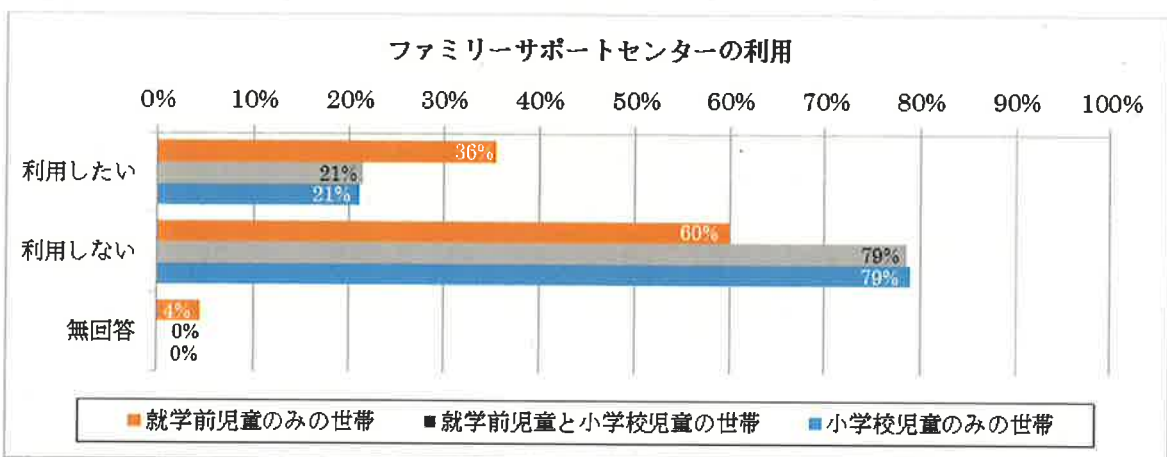


(8) ファミリーサポートセンターの利用希望について

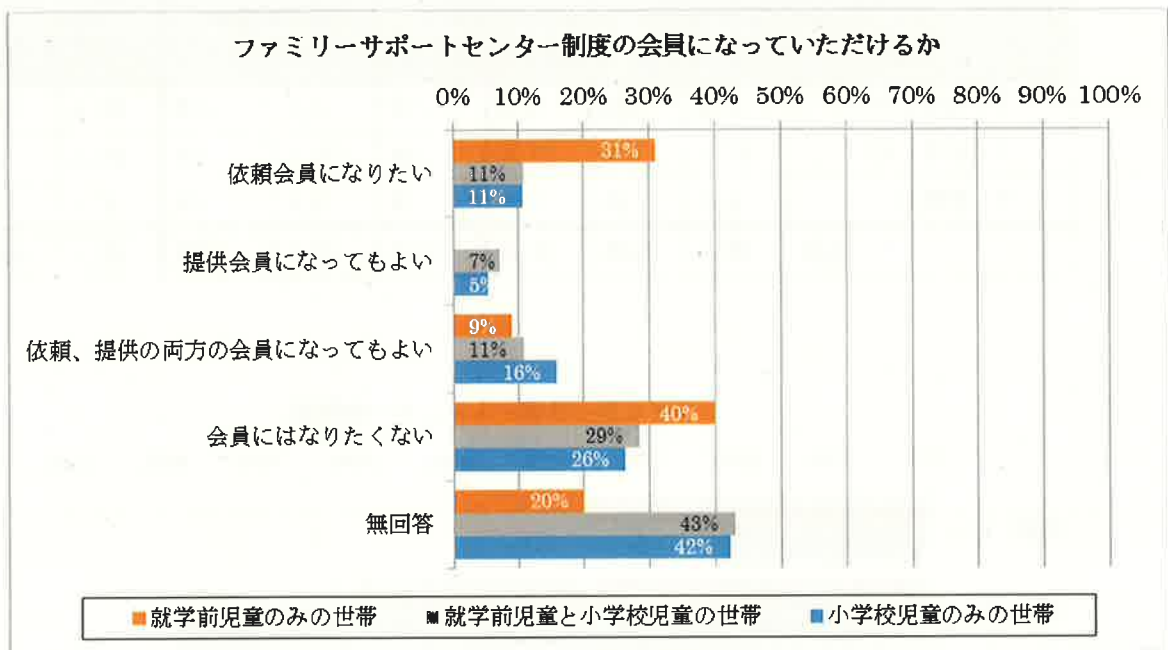
ファミリーサポートセンターについて、全体で「利用したい」28%、「利用しない」が70%との結果となり、その内、「依頼会員になりたい」が21%、「依頼、提供の両方の会員になってもよい」が11%、「提供会員になってもよい」が3%とあったものの「会員にはなりたくない」が31%となりました。

実際には子どもを預けたいが、預かる方が難しいことや、祖父母や親戚など身の回りに協力してもらえる環境もあることが伺えます。

		就学前児童のみの世帯		就学前児童と小学校児童の世帯		小学校児童のみの世帯		全体	
1	利用したい	16人	36%	6人	21%	4人	21%	26人	28%
2	利用しない	27人	60%	22人	79%	15人	79%	64人	70%
0	無回答	2人	4%	0人	0%	0人	0%	2人	2%
合計		45人	100%	28人	100%	19人	100%	92人	100%



		就学前児童のみの世帯		就学前児童と小学校児童の世帯		小学校児童のみの世帯		全体	
1	依頼会員になりたい	14人	31%	3人	11%	2人	11%	19人	21%
2	提供会員になってもよい	0人	0%	2人	7%	1人	5%	3人	3%
3	依頼、提供の両方の会員になってもよい	4人	9%	3人	11%	3人	16%	10人	11%
4	会員にはなりたくない	18人	40%	8人	29%	5人	26%	31人	34%
0	無回答	9人	20%	12人	43%	8人	42%	29人	32%
合計		45人	100%	28人	100%	19人	100%	92人	100%



5. 今後の課題

(1) 家庭における子育てへの支援の充実

本町では、妊娠から出産、乳幼児期の育児に対しての事業や健診等を通じて、様々な相談の機会を充実してきました。しかし、社会的背景などから家庭の抱えている悩みや不安は多様化してきているため、引き続き、相談体制の強化及び相談窓口等の周知徹底を図っていきます。

また、アンケートからは、病気の際、仕事が休めない等で子どもを預かってもらいたい・保育園以外の預かり先について、要望があったもの、現段階では実施が困難であるものもあり、このことから、引き続き保育士確保の他、子育て支援者の人員確保に努めます。

(2) 通常保育事業

保護者の労働や疾病等によって、家庭において十分に保育をすることができない児童を、保育所に入所委託します。

また、各保育所において乳児保育や障がい児保育、世代間交流などの地域活動事業にも積極的に取り組んでいます。

今後は、保育ニーズに対応するために保育士の資質向上や保育施設の整備充実に努めます。

(3) 延長保育事業

就労時間等の理由から、延長保育が必要な保護者に対し、各保育所で独自の延長保育事業を行います。

(4) 一時預かり事業

勤務形態の多様化や保護者の急病、育児疲れ解消等による一時的な保育ニーズに対応するため、希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。

(5) 病児・病後児保育事業

保育所に通所中の生後6ヶ月～小学校3年生までの児童が病気または病気の回復期であり、集団保育が困難なときで、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産等の理由で、保護者が保育できない際のニーズに応えるため、医療機関と連携し、希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。

(6) 子育てサポーター養成講座

子育て短期支援制度で一時的に子どもを預かる担い手（子育てサポーター）の養成講座を開催します。

(7) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により、放課後留守家庭となる小1～小6の児童を対象に、指導員が一定の時間保護する放課後児童クラブを引き続き実施します。

また、地域の方々の協力を得て、放課後や週末に公民館等で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する放課後子ども教室も放課後児童クラブと併せ実施していきます。

第4章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より安易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、町全域を細かい範囲で設定すると、区域を越えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第2期となる本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、町全域を一つの単位とします。

2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

3. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

本町では、平成31年4月時点で公立保育所（みた保育園）が1園、私立保育所（シオン保育園）が1園あり、それぞれの施設が本町の就学前の子どもたちの健やかな成長を支えています。なお、幼稚園及び認定こども園はありません。

【今後の方向性】

既存施設の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっていることから、計画期間において待機児童を生じさせないよう努めていきます。

特に0歳児～2歳児においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、確保に当たっては、弾力的な受入等による確保を図ります。

また、3歳以上において、1号認定になる子どもについては、保育所の特例扱いで対応します。

(1) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【令和2年度】

(単位：人)

		令和2年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		2	0	55	28	6
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園		2	55	28	6
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない		0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育		0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0
提供量合計			2	55	28	6
過不足分（提供量－ニーズ量）			0	0	0	0

【令和3年度】

(単位：人)

		令和3年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育 が必要
教育希望 が強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		2	0	47	31	7
提供量（確保方策）						
特定教 育・保育 施設	幼稚園、 保育園、 認定こど も園	2	47	31	7	
確認を受 けない幼 稚園	上記に該 当しない	0	0	0	0	0
特定地域 型保育事 業	小規模、 家庭的、 居宅訪問 型、事業 所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
提供量合計		2	47	31	7	
過不足分（提供量－ニ ーズ量）		0	0	0	0	0

【令和4年度】

(単位：人)

		令和4年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育 が必要
教育希望 が強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		2	0	48	31	7
提供量（確保方策）						
特定教 育・保育 施設	幼稚園、 保育園、 認定こど も園	2	48	31	7	
確認を受 けない幼 稚園	上記に該 当しない	0	0	0	0	
特定地域 型保育事 業	小規模、 家庭的、 居宅訪問 型、事業 所内保育	0	0	0	0	
認可外保育施設		0	0	0	0	
提供量合計		2	48	31	7	
過不足分（提供量－ニ ーズ量）		0	0	0	0	

【令和5年度】

(単位：人)

		令和5年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育 が必要
教育希望 が強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		2	0	48	31	7
提供量（確保方針）						
特定教 育・保育 施設	幼稚園、 保育園、 認定こど も園	2	48	31	7	
確認を受 けない幼 稚園	上記に該 当しない	0	0	0	0	0
特定地域 型保育事 業	小規模、 家庭的、 居宅訪問 型、事業 所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
提供量合計		2	48	31	7	
過不足分（提供量－ニ ーズ量）		0	0	0	0	0

【令和6年度】

(単位：人)

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育 が必要
教育希望 が強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		2	0	45	31	7
提供量（確保方策）						
特定教 育・保育 施設	幼稚園、保 育園、認定 こども園		2	45	31	7
確認を受 けない幼 稚園	上記に該 当しない		0	0	0	0
特定地域 型保育事 業	小規模、家 庭的、居宅 訪問型、事 業所内保 育		0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0
提供量合計			2	45	31	7
過不足分（提供量－ニ ーズ量）			0	0	0	0

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認定保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。公立保育所（みた保育園）の1か所（18：00～18：30）で実施しています。

【今後の方向性】

現在、実施していない私立保育所（シオン保育園）でも実施していけるように推進し、確保に努めます。

（単位：人、箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	16人	16人	16人	16人	16人
実施箇所数 （確保方策）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
提供量	16人	16人	16人	16人	16人
過不足 （提供量－ ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

現在は、西ノ島町放課後児童クラブの1か所で実施しています。開所時間は下校時間～18：00、長期休業日等は7：45～18：00までとしています。

【今後の方向性】

H30年度よりシオン子どもの家から、西ノ島町放課後児童クラブとして運営。

さらに、放課後子ども総合プランの推進など、より一層の教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。

(単位：人、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (1～3年)	17人	17人	17人	17人	17人
ニーズ量 (4～6年)	4人	4人	4人	4人	4人
計	21人	21人	21人	21人	21人
実施箇所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量	40人	40人	40人	40人	40人
過不足 (提供量－ ニーズ量)	19人	19人	19人	19人	19人

(※実人数)

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することとなるため、状況を鑑みながら、サービス提供の確保に努めます。（ショートステイ）

(単位：人日、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
実施箇所数 (確保方策)	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
提供量	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
過不足 (提供量－ ニーズ量)	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

子育て支援センターの子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知徹底し、利用しやすい運営に努めます。

(単位：のべ人数、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	576人	576人	576人	576人	576人
実施箇所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、幼稚園や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【今後の方向性】

幼稚園や認定こども園がないことやニーズ量がないことから事業実施の予定はありません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (1号認定利用)	—	—	—	—	—
ニーズ量 (2号認定利用)	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
実施箇所数 (確保方策)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
提供量	0人	0人	0人	0人	0人
過不足 (提供量－ ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

保育所は、公立保育所（みた保育園）の1か所で実施しています。ファミリー・サポート・センターは未実施事業です。短期支援事業（トワイライトステイ）は子育てサポーターや里親が対応します。

【今後の方向性】

公立保育所（みた保育園）の1か所及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ）でニーズに対応することができるため、引き続き受け入れをしていくように対応します。

（単位：のべ人数。箇所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 （在園児対象を除く一時預かり）		50人	50人	50人	50人	50人
実施箇所数 （確保方策）		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量	保育所	35人	35人	35人	35人	35人
	ファミリー・サポート・センター	0人	0人	0人	0人	0人
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	15人	15人	15人	15人	15人
過不足 （提供量－ニーズ量）		0人	0人	0人	0人	0人

(7) 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

病児保育については平成27年度より隠岐島前病院に委託し、実施しています。

【今後の方向性】

隠岐島前病院の1か所でニーズに対応することができるため、引き続き受け入れをしていくように対応します。

(単位：のべ人数。箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	140人日	140人日	140人日	140人日	140人日
実施箇所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量	140人日	140人日	140人日	140人日	140人日
過不足 (提供量－ ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(8) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【今後の方向性】

ニーズ量がほぼないため現在のところは事業実施の予定はありませんが、今後の動向により実施も検討します。

(単位：のべ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	—	—	—	—	—
提供量	0人	0人	0人	0人	0人

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。

②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【今後の方向性】

役場（みた保育園、健康福祉課）の職員で、認定や入所相談、様々な事業、利用調整が行える体制としていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 妊婦健康検査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。妊婦届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票15回分を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

また、母子健康手帳の交付、妊産婦訪問指導により、妊娠・出産への十分な準備を整えることができるよう支援を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査費用補助券」を交付し、妊婦健康診査費用の一部（15回分）の助成を行っていきます。また、母子健康手帳の交付やマタニティスクールの開催、妊産婦訪問指導により、妊娠・出産への十分な準備を整えることができるよう支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計値	18人 252回	18人 252回	18人 252回	18人 252回	18人 252回
実施体制 (確保方策)	・実施場所 県内及び県外医療機関 ・実施体制 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には補助金を交付 ・検査項目 一般妊婦健診・歯科・子宮頸がん検診・肝炎検査・梅毒検査等				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【今後の方向性】

全戸訪問について、里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問実施率が引き続き下がることがないように実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計値	18件	18件	18件	18件	18件
実施体制 (確保方策)	・保健師（1名）が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問します。				

(12) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

児童の養育を行うために支援を必要とする家庭に対し、保健師等が養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の支援を行います。

【今後の方向性】

ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、養育者の育児不安を軽減するため、家庭訪問を行うことで児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。また、職員の相談技術のスキルアップや必要な職員の確保について検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計値	2件	2件	2件	2件	2件
実施体制 (確保方策)	・保健師等の継続訪問による育児相談等の支援				

(13) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

幼児虐待を起こす前に育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を実施します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

【今後の方向性】

児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被害児童の保護等、児童虐待に総合的に対応するため、定例的な情報交換や、児童の状況把握や問題点の確認、支援の経過報告や新たな情報の共有、支援計画の検討等を行います。(要保護児童対策地域協議会の開催等)

量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実施予定 (実施：1 未実施：0)	1(実施)	1(実施)	1(実施)	1(実施)	1(実施)

